

鈴鹿市多文化共生推進計画検討会議傍聴要領

(傍聴の手続)

第1条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、会議の開始30分前から10分前までに、入室しなければならない。

(傍聴の定員)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分け、その席数は、それぞれ5席とする。ただし、傍聴希望者が定員を超過した場合は、抽選により決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、旗の類を所持している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第4条 すべての傍聴者は、次の事項を十分理解した上で、傍聴しなければならない。

- (1) 一切の発言はできない。
- (2) 飲食又は喫煙はできない。
- (3) 写真、ビデオ等の撮影又は録音はできない。ただし、特に事務局の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) 携帯電話、モバイル端末等の使用はできない。ただし、特に事務局の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) 前各号に定めるもののほか、すべての係員の指示に従うものとする。

(傍聴者の退室)

第5条 傍聴者は、事務局が会議の進行に支障があると判断した場合又は傍聴者がこの要領に定める事項に従わない場合で、事務局から退室の指示があったときは、直ちに退室しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、事務局が定めるものとし、傍聴者はそれに従うものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。